

◎東日本大震災津波を語り継ぐ日条例（条例第1号）

- 1 東日本大震災津波を語り継ぐ日について定めることとした。（第1条関係）
- 2 県の取組について定めることとした。（第2条関係）
- 3 県民の取組の促進について定めることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）